

検討事項1 - 3

[ADRの拡充・活性化の基本理念]

仲裁、調停等の裁判外における第三者関与の下での紛争解決手続(以下「ADR」と称する。)が裁判と並ぶ紛争解決のための魅力的な選択肢となるよう、その拡充・活性化を図っていくにあたっては、

これからのわが国経済社会の中で ADR の拡充・活性化を図っていくことがどのような意義を有するものと捉えられるのか

ADR の拡充・活性化を図るための諸措置を講じていく上で、どのような点が基本的考え方として留意されなければならないのか

ADR の拡充・活性化を図っていく上で、どのようなアプローチが有機的に組み合わせられていくことが重要であるか

という ADR の拡充・活性化の基本理念を示し、国民一般の理解を得ていく必要がある。

なお、以上については、基本的に、ADR だけでなく、相談(苦情処理)手続についても該当し得るものと考えられる。

1. ADRの拡充・活性化の意義

[論点1]

近代私法の原則の下での民事紛争解決のあり方等を踏まえると、ADR については、様々な紛争解決手段の中で以下の3点のような存在意義(機能)を有しており、その拡充・活性化を通じて、社会全体の紛争解決機能が拡充され、自由かつ公正な社会の形成という司法制度改革の基本理念に寄与していくものと考えてはどうか。

相対交渉の限界を補完し、国民の自主的・主体的な紛争解決を促進

訴訟制度の限界を補完し、多様かつ広範な国民の紛争解決ニーズに対応

司法制度への入口に位置し、社会における紛争解決機能の基盤を構成

(1) 総論 - 私的自治の原則と民事紛争解決のあり方

近代私法は、権利義務関係の形成にあたり各個人の意思を重視する私的自治を原則としており、紛争関係の解消についても、本来的には、手続・内容の両面にわたる当事者間の合意を基礎とした自主的解決に委ねられている。また、現実問題としても、その方が、その後の当事者間の生活関係が円満にいく場合も多い。

(2) 相対交渉の限界を補完するものとしての ADR

当事者の解決姿勢や当事者間の情報格差等の存在ゆえ、紛争解決のすべてを当事者同士の相対交渉に委ねてしまうことは困難であり、そこに、紛争の未解決状態や不適正な解決を放置しないための補完システムが必要となる。また、このような補完システムの必要性は、事前規制型社会から事後チェック型社会への移行等に伴う紛争発生機会の拡大や社会の高度化・複雑化の進展等に伴う当事者間の情報格差の拡大等により、今後一層高まっていくものと考えられる。

ADR は、そのような相対交渉による紛争解決の限界を補完し、第三者の関与等を通じて適正な解決結果が得られることへの期待を確保しつつ、私的自治の原則に適った当事者同士の合意を基礎に置いた紛争解決を容易にするための手続という存在意義(機能)を有している。このような ADR の機能から、ADR の拡充・活性化の意義を整理することができるのではないかと。

(3) 訴訟制度の限界を補完するものとしての ADR

近代私法は、私的自治の原則と並び、私人の権利の実現には司法手続を経ることを要求する自力救済の禁止を原則としており、もう一つの補完システムとして、強行的に紛争解決を図る制度、つまり、訴訟制度を整備するとともに、国民がそのような手続を選択する権利を保障している。

訴訟制度は、その本来的機能ゆえに対象となる紛争、手続、解決基準の面で限定があり、また、国の資源配分上も一定の制約があることから、訴訟制度によって国民の有する多様で広範な紛争解決ニーズのすべてに対応することは自ずから限界があるが、他方、国民のニーズは、今後、一層拡大するとともに多様化していくことが見込まれる。

ADR は、そのような訴訟制度の限界を補完し、訴訟制度のみでは満たし得ない多様で広範な紛争解決ニーズに対応し、国民に選択機会を提供するための手続という存在意義(機能)を有している。このような ADR の機能から、ADR の拡充・活性化の意義を整理することができるのではないかと。

(4) 司法制度への入口に位置するものとしての ADR

ADR は、訴訟制度との二者択一的な関係にとどまるものではなく、訴訟という選択肢を留保しつつも、第一次的には、ニーズにより適った手続・解決基準の下で紛争解決を図ることを望む国民にとっては、むしろ、訴訟の前段階にある手続としても捉えられるものであ

る。

ADR は、国民にとっては訴訟を中核とする司法制度への入口に位置し、社会における紛争解決機能の基盤を構成する手続という存在意義(機能)を有している。このようなADRの機能から、ADRの拡充・活性化の意義を整理することができるのではないかと。

(5) ADRの拡充・活性化の意義

以上の3点のような存在意義(機能)を有するADRについて、その拡充・活性化が図られることによって、社会全体の紛争解決機能が拡充され、ひいては、司法制度改革の基本理念である自由で公正な社会の形成に寄与していくこととなると考えられないか。

2. ADRの拡充・活性化を進める上での基本的考え方

[論点2]

ADRの拡充・活性化のための制度的基盤の整備を含む諸措置を検討していくにあたっては、近代私法の原則、ADRの位置付け及び司法制度改革の基本理念を踏まえ、特に以下の3点を旨として、「連携」と「競争」の促進が図られていくべきものと考えてよい。

手続・解決基準の選択や手続の進行過程における「当事者の主体性の尊重」

当事者のニーズに適った選択を可能とするための「手続・解決基準の多様性の重視」

自由で公正な社会の形成に寄与する存在となるための「信頼性の確保」

(1) 当事者の主体性の尊重

ADRは、第三者の関与の下で紛争解決を図るという点で相対交渉と区別されるとはいえ、その本質は、あくまでも、当事者同士の合意をベースとした紛争解決の手段であることに求められる。

したがって、そこでは、常に、私的自治の原則の下での民事紛争解決の基本理念である、解決のための手続・手法や判断基準は当事者の選択に委ね、手続の進行過程を通じて、当事者の意思が尊重されるべきという意味での当事者の主体性が尊重されなければならないと考えられないか。

(2) 手続・解決基準の多様性の重視

ADRは、相対交渉や訴訟制度のみでは必ずしも満たしえない多様で広範な国民の紛争解決ニーズを吸収できる可能性を持ったものとして存在意義があり、それゆえに、国とし

て拡充・活性化を図っていくものである。

したがって、そのための諸措置を講じていくにあたっては、当事者の選択機会を少しでも多く確保するように努めなければならないし、ましてや、その効果がいたずらに選択機会を狭める方向に働くことは避けなければならない、そのような意味で、手続や解決基準の多様性が重視されなければならないと考えられないか。

(3)信頼性の確保

民事紛争の解決にあたって、当事者の主体性を尊重し、解決手続や解決基準を当事者の自主的な選択に委ねるということは、もちろん、その解決結果が正当でないことを許容してよいことを意味するものではない。

訴訟制度にせよ、ADR にせよ、第三者の関与の下で紛争解決を図る意義の一つは、当事者間の力関係のみによって、正当とはいえない解決結果が生まれる可能性を、少なくとも相対交渉により解決を図る場合よりは低くし得るという点に見出される。

また、社会に受け入れられている紛争解決の制度では、解決機関の中立性や解決基準の正当性を確保することによって、解決結果の正当性を保障するという工夫がされていることが一般的である。

したがって、ADR が、自主的・主体的な紛争解決を図るための手続として広く認識され、真に国民に多様な選択機会を提供し、社会における紛争解決機能の基盤を形成するものとして機能していくためには、国民から制度としての信任を得た存在となる必要がある。

また、そのような信任を得てこそ、適正な紛争解決の実現という共通の目的のための「連携」とより多くの利用者から評価を得るための「競争」が可能となり、ひいては、社会全体の紛争解決機能の拡充を通じて、自由で公正な社会の形成に寄与していくことが可能となる。

このような意味で、「信頼性の確保」は、「当事者の主体性の尊重」と「手続・解決基準の多様性の重視」と並ぶADRの拡充・活性化を進める上での基本的考え方となるのではないか。

3. ADRの拡充・活性化へのアプローチ

[論点3]

自由で公正な社会の形成に資するという重要な意義を有するADRについて、当事者の主体性を尊重すべきこと等を旨としつつ、「連携」と「競争」を通じて、その健全な発展を図っていくためには、以下のような3つのアプローチが有機的に組み合わせられていくことが重要であると考えてよいか。

ADRに対する国民の理解の増進

ADRの利便性・実効性・信頼性の向上

ADRを提供する体制の充実・強化

(1) ADRに対する国民の理解の増進

多様なADRが健全な発展を遂げていくためには、まず、ADRについて、以下のような点について国民から幅広い理解を得ていくことが必要ではないか。

ADRの依って立つ、私的自治の原則の下での民事紛争解決のあり方

訴訟制度を含む紛争解決手段の中でのADRの制度としての位置付け・意義
手続・解決手段等について多様なADRの存在

(2) ADRの利便性・実効性・信頼性の向上

多様なADRが健全な発展を遂げていくためには、訴訟や相対交渉によらず、自ら選択したADRにおいて適正な紛争解決を図りたいという利用者の期待に的確に応え得るよう、ADRへのアクセスの利便性の向上が図られるとともに、提供される手続の実効性・信頼性が高められ、国民が容易に、かつ、安心してADRを利用できる機会が拡大されることが必要ではないか。

(3) ADRを提供する体制の充実・強化

多様なADRが健全な発展を遂げていくためには、より質の高い手続(サービス)が継続的に提供されるよう、サービスを提供する主体である主宰者、機関やその役職員等のADRを支える人的・組織的な体制の充実・強化が図られる必要があるのではないか。